

「第 10 次鳥獣保護事業計画(案)」および「第二次特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)(案)」に対する意見・情報の募集について

滋賀県では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、「第 10 次鳥獣保護事業計画」および「第二次特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)」の策定を予定しています。

本計画の策定に当たり、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づいて、下記のとおり計画内容を公表するとともに、県民の方からの御意見・情報の募集を行います。

なお、お寄せいただいた御意見・情報は、整理した上で公表することとしています。個々の御意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

■ 公表資料

第 10 次鳥獣保護事業計画(案)およびその概要

第二次特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)(案)およびその概要

■ 計画案の閲覧

県庁県民情報室、県庁自然環境保全課、南部振興局・各地域振興局および各県事務所の県民情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに記載します。

■ 募集期間

平成 19 年 12 月 21 日(金)から平成 20 年 1 月 21 日(月)まで

■ 募集方法

意見は次のいずれかの方法で、県庁自然環境保全課に送付ください。

● メールにて送信

E-mail : dg00@pref.shiga.lg.jp

● FAX にて送信

FAX : 077-528-4846

● 郵送

宛先 : 〒520-8577 (住所の記載は不要)

滋賀県庁琵琶湖環境部自然環境保全課 野生生物担当

■ 意見提出方法

御意見・情報を提出いただく様式は任意としますが、必ず住所、氏名(法人にあっては名称および代表者の氏名)、電話番号を明記してください。

なお、個人情報については、計画策定のために使用することとし、公表することはありません。

御意見・情報は、日本語で提出してください。

第10次鳥獣保護事業計画(案)の概要

鳥獣保護事業計画は、鳥獣保護法に規定された制度で、環境大臣が定める基本指針に即して知事が策定するものである。各都道府県の鳥獣保護施策が、全国的に統一された一定の水準となることを確保しつつ、地域の特性を踏まえて円滑に推進されることを目的としている。

第一 計画の期間

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの4年間
前計画の第9次計画を1年間延長し6年間の計画としたため、今回4年間の計画としている。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項

鳥獣保護区は、鳥獣の保護上重要な地域等について指定するもので、当該箇所では狩猟により鳥獣を捕獲することはできない。

特別保護地区は、鳥獣保護区内で鳥獣の生息環境を保全する必要がある重要なところについて指定し、鳥獣の保護繁殖に支障がある場合には土地利用に制限がかけられる。

休猟区は、3年以内で指定しその間狩猟を禁止し、狩猟鳥獣の保護増殖を図るものである。

第三 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項

狩猟鳥獣の保護増殖を図るため、休猟区等にキジ等を放鳥することを規定
標識を装着し放鳥効果を検証するための定着調査を実施

第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

農林水産業や生活環境等に係る被害防止や学術研究を目的とした鳥獣の捕獲等について、鳥獣を適正管理するため、許可する場合の考え方や許可基準を規定
許可権限の市町長への委譲や捕獲実施に当たっての留意事項、捕獲物の処理等についても明記

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項

特定猟具使用禁止区域は、銃器やわな等の特定猟具の使用に伴う危険の予防や、指定区域の静穏の保持のため指定する。特定猟具使用制限区域については現在のところ該当はない。

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から設定し、入猟者数、入猟日、捕獲対象鳥獣の制限等を行うことができる。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

個体数が増加し被害を及ぼしている鳥獣や、地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣について保護管理の目標を設定し、個体数管理、生息環境管理および被害防除対策を総合的に実施

これまでニホンザルおよびニホンジカに係る計画を策定し、現在、ツキノワグマおよびカワウに係る計画を検討中

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

自然環境の変化に伴い野生鳥獣の生息環境についても変化し、地域的に著しく増加または減少している個体群の状況を把握するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等について各種調査を実施

第八 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

鳥獣の保護思想の普及啓発を目的として、愛鳥モデル校の指定等を進める。

安易な餌付けが鳥獣に影響を与えることからその防止に係る普及啓発を積極的に推進

第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣保護事業計画を実施するための体制について、出先機関を含めた県鳥獣行政担当職員の配置や鳥獣保護員の配置について規定

鳥獣管理の担い手として県職員等を対象とした研修会の開催や狩猟者を対象とした安全指導研修を実施

第十 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

鳥獣の生息状況の変化等により鳥獣保護事業をめくり様々な問題が発生していることから、保護管理の考え方を希少鳥獣や狩猟鳥獣、外来鳥獣等に分けて整理

傷病鳥獣救護の基本的な考え方を整理し県の対応フローについて明記するとともに、近年鳥インフルエンザ等が問題となっていることから、人獣共通感染症への対応についても規定

鳥獣保護事業計画の改定のポイント（案）

1．鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域の新規指定はなし。（原則更新）

2．国の規制強化により、
錯誤捕獲された鳥獣への衝撃を緩和するよう、くくりわな、とらばさみの構造基準を改正。
違法捕獲に対応するため、わなには全て標識を付けることを義務化。

3．効果的な有害鳥獣捕獲を推進するため、
カラス等については施設所有者自ら捕獲することを認める。
愛鳥週間における有害鳥獣捕獲を認める。
イノシシについて狩猟期間中も鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲を認める。

4．適正な個体数管理を推進するため、
ツキノワグマおよびカワウに関する特定鳥獣保護管理計画を策定。
（シカとサルは策定済み）
地域振興局ごとに設置した獣害対策地域協議会において地域実施計画を作成。

5．農業被害等を誘引する餌付けについて、その禁止を徹底。

6．鳥獣の研究・普及啓発、傷病鳥獣の救護などを行う鳥獣保護センターの設置については、既存の県立施設の活用を検討。当面の傷病鳥獣の救護については、救護対象の見直しを行いつつ、野生動物ドクター制度により実施。

7．近年の鳥獣に関わる課題として、絶滅のおそれや生物多様性の危機に加え、外来獣の問題や、鳥獣による農林水産業被害等について掲げる。

第2次ニホンザル特定鳥獣保護管理計画の概要

特定鳥獣保護管理計画とは

特定鳥獣保護管理計画とは、著しく個体数が増加した鳥獣等の管理を行うため、鳥獣保護法に基づき知事が定める計画。計画を策定すると、科学的な知見に基づく適正な個体数管理が可能となるため被害の発生を証明しなくても捕獲が可能、狩猟に係る制限の緩和が可能となる。

現 状

生息状況

- ・平成14年（1次計画策定当時）の133群について消滅報告なし。人里の方向に分布域を拡大し、個体数が増加している群れが存在。

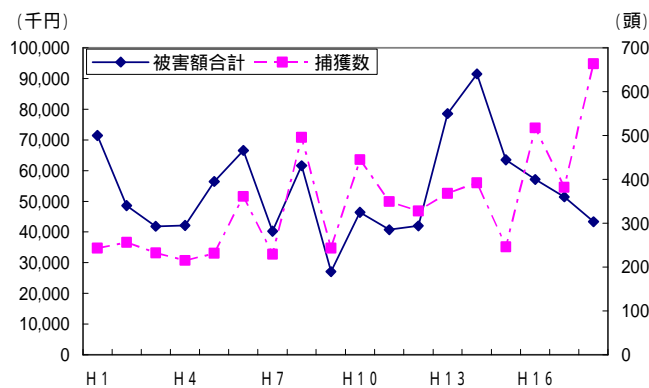
被害状況

- ・農業被害額・面積（主に水稻・野菜）は平成14年と比べ減少傾向であるが、依然被害が多発している地域もある。
- ・一方、家屋侵入や家庭菜園の食害など生活環境被害が深刻。

被害対策

- ・16の被害発生市町のうち、すべての市町で追い払いを実施、11の市町で侵入防止柵を整備。
- ・平成14年以降、約2,200頭の捕獲を実施。

滋賀県のサルに関する農作物被害額と有害鳥獣捕獲数の推移



保護管理の方針

人とサルとの生活域を分けることを基本に、関係者の合意形成を図りながら、個体群の保全に配慮しつつ、被害の軽減を進める。

- ・サルの分布の連続性を損なわず、遺伝的多様性が確保できるよう留意。
- ・群れの追い上げ可能地域に、サルの生息を許容できる森林を保全・整備。
- ・群れごとに客観的な加害レベルを設定し、それに応じて被害対策を実施。

地域実施計画の作成

県地域振興局が中心となって獣害対策地域協議会を設置し、群れごとの管理方針を定めた上で、地域実施計画を作成する。
市町は、地域協議会に参画し、地域住民と協力して被害対策を実施する。

被害対策の実施

1. 防除

群れごとに、「出現回数」「被害発生頻度」「サルの様子（人なれ度）」を調査し、加害レベルを決定。

加害レベルに応じて、以下のような防除対策を実施。

- ・ 要因除去（未収穫作物、生ゴミ等の撤去）
- ・ 集落・農地環境改変（林縁部を伐採し、緩衝地帯を設ける等）
- ・ 追い払い（集落ぐるみで花火、銃器、犬等の使用）
- ・ 侵入防止柵（電気柵、おうみ猿落君（サーカステント）等）

2. 捕獲

防除を行っても被害が軽減できない群れについては、捕獲を実施する。

個体数調整

加害レベル7以上の群れについては、部分捕獲（50%以下）または全体捕獲を行う。

有害鳥獣捕獲

上記以外の群れについても、被害が生じた場合には緊急避難的に捕獲を行う。

3. 生息環境の保全・整備

人とサルとの棲み分けを図るため、サルの生息を許容できる森林を設定し、そこにサルが定着できるよう、餌の多い広葉樹林を保護し、針葉樹人工林の針広混交林化を進める。

モニタリング

県および市町は、サルの生息状況、被害発生状況、被害防除実施状況、捕獲状況についてモニタリングを行う。その結果を受け地域協議会は、必要に応じ管理方針、地域実施計画を見直しする。